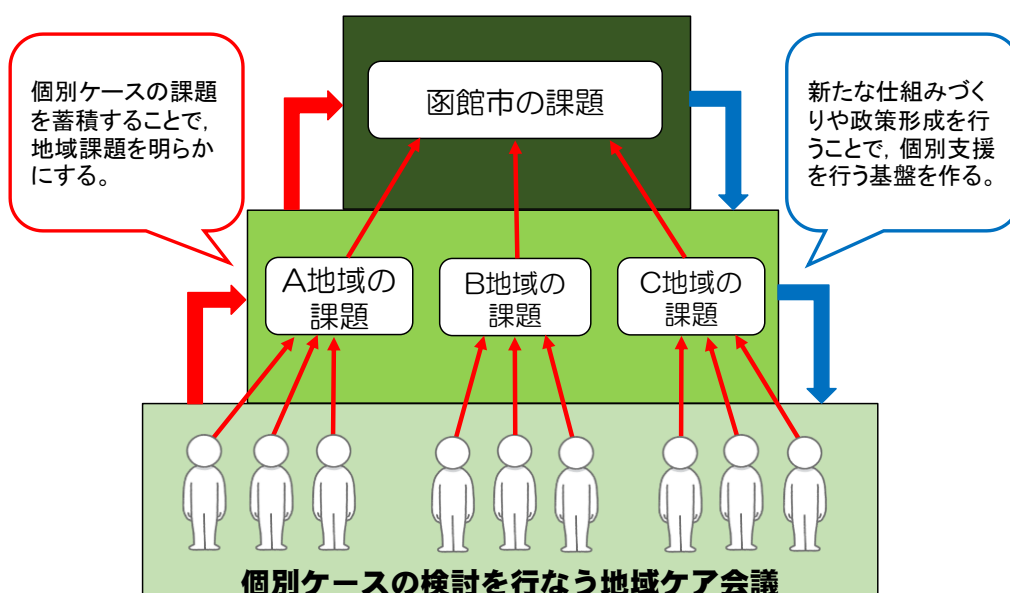


# 平成28年度 函館市地域ケア全体会議 実施報告について

函館市保健福祉部  
高齢福祉課

## 1. 函館市の地域ケア会議の体系



○ **個別ケースの検討を行う地域ケア会議**

- ・平成 25 年度から各センターで実施
- ・担当者レベルのネットワーク構築，地域課題の把握，介護支援専門員をはじめとする支援者の支援力の向上を行う
- ・取り上げられたケースでは，「認知症」「独居」が多かった

○ **地域課題の検討を行う地域ケア会議**

- ・平成 23 年度から各センターで実施
- ・日常生活圏域の地域課題の把握と解決策の検討
- ・日常生活圏域レベルのネットワーク構築，地域課題の把握，地域づくりや資源開発を行う
- ・孤立防止や認知症の方へ支援，地域づくり，見守り体制の構築など，地域で高齢者を支えるための話し合いが多く行われた

○ **函館市地域ケア全体会議**

- ・平成 26 年度から高齢福祉課主催で実施
- ・政策的な対応が必要な課題や市全体の課題についての解決策の検討
- ・政策形成や資源開発を行う
- ・平成 26 年度は，市と地域包括支援センターで地域ケア会議により抽出された地域課題を集約・整理し，市が取り組むべき課題を明らかにした
- ・平成 28 年度は，参集範囲を拡大し，「共に支え合うまち函館を目指して」をテーマに 3 回実施した

## 2. 地域ケア全体会議の目的

認知症になっても住み慣れた地域でその人らしい生活を営むために、地域住民同士がお互い支え合える地域づくりを行う

### 函館市の高齢者の状況 (現状・推計)

- ・全国平均を上回るペースで少子高齢化が進行している
- ・支援を必要とする高齢者の増加

### 地域ケア会議で把握された 地域課題

- ・認知症高齢者等が地域で生活するうえで、地域住民の偏見・互助力の低下が全市的な課題となっている

## 3. 地域ケア全体会議の参加者

(人)

	1回目	2回目	3回目	合計(延)
民生委員	17	13	14	44
町会役員・在宅福祉委員	26	25	22	73
見守り協定締結事業所	5	4	4	13
居宅介護支援事業所	31	30	19	80
介護保険事業所	7	5	4	16
職能団体	7	5	5	17
包括運営協議会委員	2	1	1	4
その他関係機関	6	5	5	16
地域包括支援センター	27	26	29	82
行政(関係部局)	9	6	8	23
合計	137	120	111	368

### 3. 地域ケア全体会議の内容

#### < 1回目 (H28.8.29実施) >

- 報 告 『函館市における地域ケア会議の開催について』
  - (内容) ・函館市の高齢者の状況
  - ・函館市における地域ケア会議の取り組み
- 講 話 『地域包括ケア推進のための「地域ケア会議」』
  - 講師：社会福祉法人川崎聖風福祉会 事業推進部長  
中澤 伸 氏
  - (内容) ・「地域包括ケア」「地域包括ケアシステム」を正しく理解する
  - ・「地域ケア会議」の機能と位置づけ
  - ・取り組み事例の紹介
- 意見交換 『地域包括ケアのために自分でできること』



## < 2回目 (H28.10.8実施) >

### ○グループワーク

『認知症・独居の高齢者が地域で生活するために必要なサポートの検討』

- (内容) ・職種も活動する圏域も異なる8名前後でグループをつくり検討を行う (18グループで実施)
- ・認知症でも地域でひとり暮らしができていた実際の事例を用いて、「どんなサポートがあるから地域で生活できているのか」を検討
  - ・「日頃支援している高齢者にどんなサポートがあれば地域で生活できるのか」を検討
  - ・グループごとに社会資源整理表を作成 (別紙1「社会資源整理表のまとめ」参照)



## ＜市と地域包括支援センターでの検討＞

### ○協議 『今後の取り組みについて』

- (内容) ・2回目で各グループが作成した社会資源整理表の内容, これまで圏域で実施してきた地域ケア会議や平成26年度に市と包括で実施した地域ケア全体会議で検討された内容から, 「まずは何から取り組むか」を検討
- ・「緊急度が高いもの」「比較的短期間で効果がでそうなもの」「もっとも関心が高いもの」の3つの視点で検討
  - ・検討結果から, 別紙2「函館市地域ケア会議 今後の取り組み」を作成
- ⇒3回目の会議で参加者に提案し, 同意を得る



### < 3回目 (H28.12.3実施) >

○報告 『認知症になっても地域で暮らし続けるために』

報告者：函館認知症の人を支える会 事務局長

松倉 養子氏

(内容) ・介護のなかで経験した支え

・認知症の方が地域で生活するうえで、あったらいいと思うサポート

・参加者へのメッセージ

○報告 『これまでの会議のまとめと今後の取り組みについて』

(内容) ・1回目・2回目の内容の報告

・今後の取り組み

○シンポジウム

『共に支え合うまち函館を目指して～いま私たちにできること～』

シンポジスト：

①久蔵 睦子氏 (本通中央町会 保健福祉部長)

②橋田 悌二氏 (第14方面民生児童委員協議会 元会長)

③吉田 夏美氏 (居宅介護支援事業所いろは 管理者)

④森 健二氏 (地域包括支援センターゆのかわ 社会福祉士)

コーディネーター：

中澤 伸氏 (社会福祉法人川崎聖風福祉会 事業推進部長)

(内容) ・認知症の方や地域の高齢者への支援で工夫して行っていること、地域ケア全体会議をとおして考えたこれから取り組みたいことの報告

・参加者との意見交換

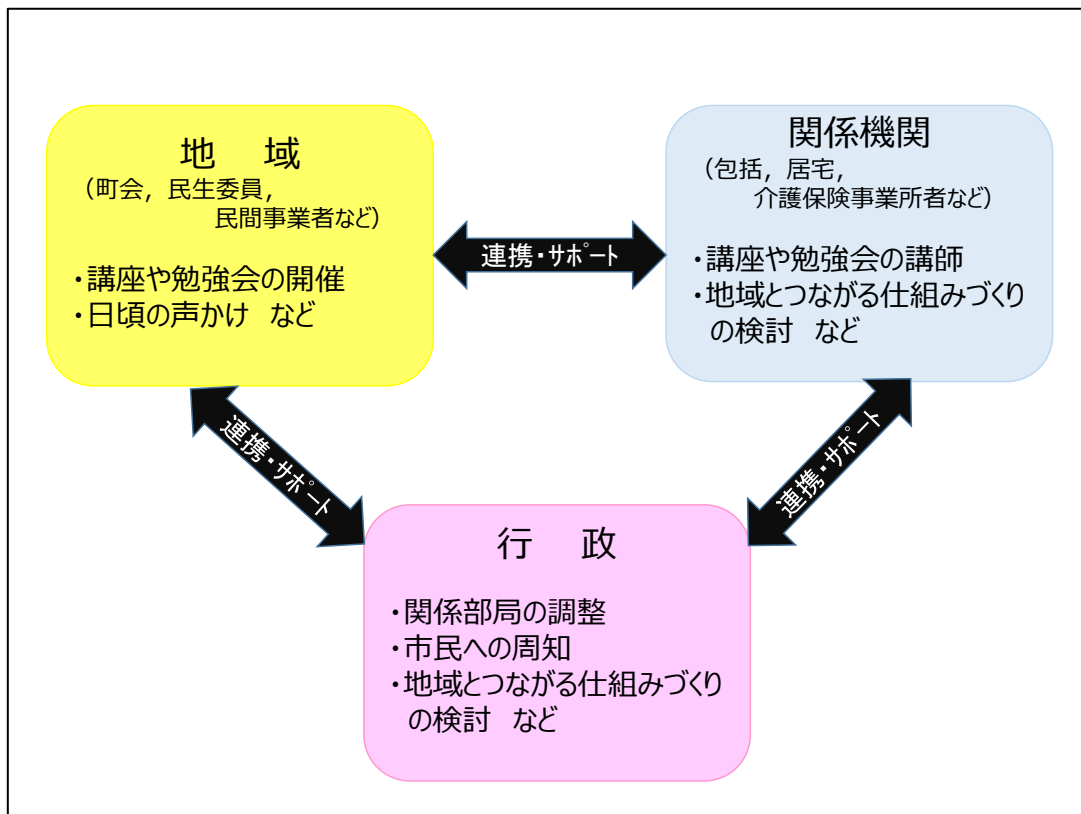


## 4. 今後の取り組み

### <地域包括ケアシステムの構築に向けて>

- 認知症の人の理解者・協力者を増やす取り組み
  - ・地域での見守り，異変に気付く視点，相談先を盛り込んだ講座の実施
  - ・居宅介護支援事業所，地域包括支援センター，行政で専門職と地域がつながる仕組みづくりの検討
  - ・地域ケア全体会議での検討内容についての周知
- 認知症の人の火災リスクを減らす取り組み
  - ・認知症サポーター養成講座や出前講座に火災予防の内容を盛り込む等，火災予防についての知識の普及
  - ・燃料店の方を対象とした認知症サポーター養成講座の周知





	自助(本人・家族)	互助(地域の支え合い等)	共助(社会保障制度等)	公助(行政サービス・権利擁護等)
すでにある	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活する力がある (食事, 着替え, 排せつ, 掃除, 買い物へ行ける, サービスを利用できる, 好きなことを楽しめる)</li> <li>健康を守る力がある (病院受診)</li> <li>地域とのつながりがある (昔からの地域とのつながり, 地域の人の支援を受け入れられる)</li> <li>物忘れを自覚している</li> <li>家族の支援がある (金銭管理, 定期的な電話連絡や訪問, 理解)</li> <li>持ち家である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣住人による支援 (気配り, 声掛け, 安否確認, 異変に気づいたら相談する, 挨拶, 信頼関係)</li> <li>町会役員による支援 (声掛け, 安否確認, 見守り, 生活面の支援, 町会行事の充実, ヤクルト配付, 地域住民との良好な関係)</li> <li>民生委員による支援 (見守り, 声掛け, 理解)</li> <li>在宅福祉委員による支援 (定期的な訪問による見守り)</li> <li>認知症であっても地域で問題にならないこと</li> <li>近所にコンビニがある (外出できる場所がある, コンビニ店員の見守り)</li> <li>新聞販売店からの情報提供</li> <li>専門機関とのつながり (情報共有, 民生委員と関係機関との連携)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護認定を受けていること</li> <li>デイサービスの利用 (入浴, 着替え, 他者との交流, 体調管理, 運動)</li> <li>ヘルパーの利用 (食事, 掃除, 洗濯, 着替え, 失禁の確認, 翌日の予定についての声掛け)</li> <li>ケアマネジャーの定期訪問</li> <li>地域包括支援センターによる支援</li> <li>関係者による安否確認</li> <li>医療保険制度 (医療保険の活用, かかりつけ医がある)</li> <li>年金制度 (厚生年金の受給)</li> <li>家族と支援者の連携</li> <li>支援者同士の連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅高齢者等サービス (配食, 緊急通報システム, ヘルパー, デイサービス, 除雪, ショートステイ等)</li> <li>ゴミ収集の個別対応</li> <li>市と民間事業者との見守り協定の締結</li> <li>SOSネットワーク事業</li> <li>みまもりボンの活用</li> <li>住宅公社による見守りサービス</li> <li>成年後見制度</li> <li>出前講座の実施(認知症の普及啓発)</li> <li>あたまの健康チェックの実施</li> <li>函館讃歌DE若返り体操の普及</li> <li>防災対策</li> </ul>
すぐできる	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活の工夫 (IHヒーターの利用, 家族の協力によるネットスーパーの活用)</li> <li>家族の支援 (着替えの促し, 集い場へ誘う, 協力できる家族を増やす)</li> <li>必要な力 (介護予防に取り組む, 集い場へ通う気持ち, 適正飲酒ができる, ストープの管理ができる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣住人による支援 (協力者を増やす, 食事・買い物・入浴・ゴミ出しのサポート, 異変に気づいたら相談できる力, 一緒にボランティア活動をする, 近所付き合いの促進)</li> <li>町会による支援 (集い場づくり, 町会行事等への参加の促し, 認知症カフェの開催)</li> <li>ボランティアによる除雪</li> <li>民間事業者による支援 (コンビニ・スーパー・配達を行う業者, 検針業者, 郵便局員による見守り, 民間事業者による配食・除雪サービスの拡大)</li> <li>消防団による支援</li> <li>認知症に関する勉強会の開催</li> <li>コミュニティーバスの運行(弥生町会で実施)</li> <li>ノートへの押印による安否確認(日吉町団地)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険サービスの活用 (利用回数の見直し, ヘルパーと一緒に調理を行う, ヘルパーによる通院同行や服薬管理, ゴミ出しの支援, デイサービスでの入浴回数の増加, 訪問看護の利用による服薬・体調管理, ケアマネジャーの資質向上の取り組み)</li> <li>医療による支援 (認知症専門医による往診, 往診, 認知症検診の実施)</li> <li>連携の強化 (家族と関係機関との連携強化, グループホームとの連携)</li> <li>グループホーム, 施設の浴場の開放(一部事業者で実施済み)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症についての啓発</li> <li>介護保険サービスについての啓発</li> <li>書類の簡略化</li> <li>町会未加入者への働きかけ</li> <li>担い手の育成支援</li> <li>地域包括支援センターとの情報交換</li> </ul>
時間がかかる	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活する力の維持 (着替えが自分でできる)</li> <li>家族の支援 (認知症であることの受け入れ, 必要に応じ同居)</li> <li>環境の整備 (オール電化にする, 見守りカメラの設置)</li> <li>再婚サークル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくり (本人が認知症だと言える地域づくり, 町会の加入率の向上, 徘徊予防のための声掛け, 消費者被害にあわないための声掛け, 町会や学校による高齢者宅への定期的な訪問)</li> <li>多様な集い場づくり (安く食事が食べられる食堂, 男性が参加しやすい集い場, 飲酒もできる集い場, 友の会)</li> <li>子供への認知症教育</li> <li>子供との交流の場づくり</li> <li>学生ボランティアの活用</li> <li>民間事業者との連携強化</li> <li>多様なサービスの創設 (買い物ツアー, 移動販売の拡充, ゴミ出しサービス, ペットの世話, 失禁対応や服薬管理ができるハイテクグッズの開発)</li> <li>ポイント制, 担当制による互助システムや地域活動隊の創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジャーに情報が集まる仕組みづくり</li> <li>移動診療所</li> <li>医師等による受診説得のための訪問</li> <li>認知症の定期健診</li> <li>どこにいても安心して受診できる環境</li> <li>書類記入代行サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報共有 (地域への個人情報の提供, 行政と介護事業者との情報共有)</li> <li>助成 (交通費助成の拡充, 集い場の会場費の助成, 安全グッズの購入補助金)</li> <li>健康保険未加入者への救済制度</li> <li>サービスや制度の拡充 (対象者やサービス内容の拡充, 交通機関の充実, 金銭管理制度の拡充, ボランティア制度の拡充)</li> <li>地域づくり (認知症教育の義務化, 若い人が住み続けられる地域づくり, 「認知症」の言葉の置き換え, 地域力の統合, 町会行事の統一化と把握)</li> <li>ゴミ収集車の職員によるゴミ出しの声掛け</li> <li>ゴミ屋敷への支援</li> <li>共同浴場, 銭湯への送迎サービス</li> <li>物忘れ検査の制度化</li> <li>安否確認のシステム化</li> <li>主たる介護者の専任システム</li> <li>緊急時の連絡先の登録制度</li> </ul>

## 函館市地域ケア全体会議 今後の取り組み

社会資源整理表

+

圏域で実施した地域ケア会議

認知症になっても住み慣れた地域でその人らしい生活を営むために、  
必要なサポート、あったらいいと思うサポートがたくさん出てきた

全部大事だけど、何から取り組むか(優先度が高いのは…)

### 認知症の人の理解者・協力者を増やす

- ・支援を必要とする高齢者は増え、既存のサービスだけでは対応できないケースの増加が見込まれる。
- ・近隣住人や地域福祉の担い手の見守り・声掛け・支援が、認知症の方の生活を支える大事な資源となっている。
- ・理解者・協力者が増え、色々な場面で見守りやサポートを受けられると、認知症・独居でも地域で生活できる期間が伸びる。
- ・理解者・協力者が増えると、ひとりひとりの負担も軽減できる。

### 認知症の人の火災リスクを減らす

- ・函館での生活では、暖房器具を使用する期間も長く、「安全に火の管理ができる」ことが在宅生活を継続するうえで重要になる。
- ・火災は認知症の人の安全な暮らしを脅かすだけでなく、認知症の人を見守り、支援する地域の理解者・協力者の不安の要因ともなる。
- ・防災についての正しい知識を持ち、早期に異変に気付くことができると、安全な環境を整えることで、地域での生活が可能な期間が伸びる。

- ・理解者・協力者が増えれば、早期に火災リスクに気づき、適切な対応が可能になる
- ・安心して見守ることのできる地域づくりが、理解者・協力者の増加へつながる

具体的に何をするのか…

### 地域で高齢者を見守り、異変に気づいたら相談できる人を増やす

#### ○必要な知識の普及

- ・対象: 高齢者との関わりが多い人から(町会、民生委員、配達事業者)
- ・内容: 地域での見守り、異変に気付く視点、および相談先を盛り込んだ、認知症サポーター養成講座や出前講座の実施

#### ○相談しやすい仕組みづくり

- ・対象: 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、行政
- ・内容: 地域ケア会議(ケアマネ部会)の実施による、地域とつながるしくみづくりの検討

### 火災リスクが高くなったら、早期に対応できるようにする

#### ○火災予防についての学習

- ・対象: 町会、民生委員、消防団
- ・内容: 認知症サポーター養成講座や出前講座に火災予防についての内容を盛り込み、町会、民生委員と消防団のコロナ勉強会を開催

#### ○火災リスクに気づく人を増やす

- ・対象: 燃料店
- ・内容: 灯油を配達する業者への認知症サポーター養成講座の周知

地域住民、関係機関、行政が協力し、上記取組みを進める

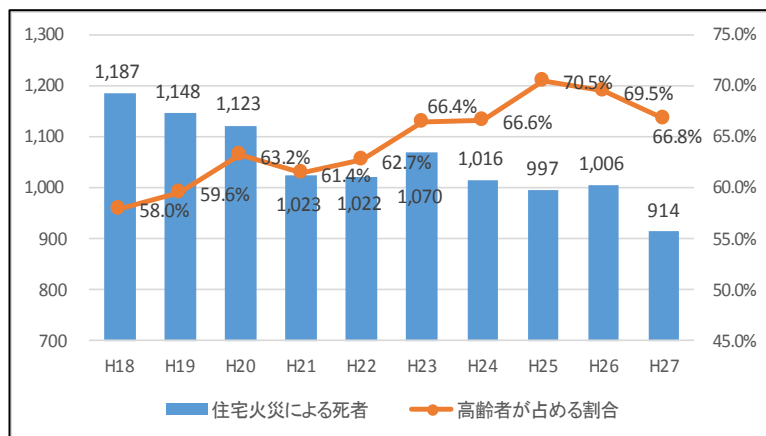
# 火災予防で安全な地域づくりを！！

近年の住宅火災による死者数は、全国で1,000人前後の高い水準で推移しており、このうち約7割が65歳以上の高齢者となっています。

函館市で開催している、介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが継続できる地域づくりを行うための地域ケア会議でも、「火の始末ができなくなったら施設に入らなければならないのではないか。」「認知症の高齢者の増加により、火災がおきないか心配。」などの意見が多く聞かれています。

ひとりひとりが火災を起こさないことはもちろんですが、火災予防についての知識をもち、家族や地域住民、みんなで火災を予防し、高齢者のいのちを守りましょう。

## ○ 住宅火災による死者数の推移（全国）



## ○住宅火災件数と原因（函館市）

函館市では、平成28年の全火災件数81件のうち、住宅火災は38件でした。

住宅火災の出火原因は・・・

- ①たばこ（7件）
- ②こんろ（6件）
- ③放火（5件）

となっています。



## 火災予防のために ～いのちを守る7つのポイント～

- ①寝たばこは、絶対やめましょう。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。
- ④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。
- ⑤寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用しましょう。
- ⑥火災を小さいうちに消すために住宅用消火器等を設置しましょう。
- ⑦お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう。



## 住宅用火災警報器について

住宅火災で死者が発生する要因は、火災に気づかず逃げ遅れることです。

火災の発生に早く気づくため、「住宅用火災警報器の設置」が義務付けられています。

警報器が設置されているか確認するとともに、故障していないか点検することも大切です。

函館市では、平成28年12月31日現在、115件の奏功事例があります。



## 住宅用消火器について

火災が発生したときには、消火器で初期消火を行うことが、被害を最小限にするためにとても重要です。

小さくて軽い「住宅用消火器」やスプレー式で扱いやすい「エアゾール式簡易消火具」といったものも販売されています。

## 防災品について

死者が発生した住宅火災で、もっとも多い出火原因は、たばこによるものです。また、調理中、衣服に着火し高齢者が死亡するケースがあります。

衣類や寝具を燃えにくい素材で作られた「防災品」にすることで予防できるほか、カーテンやじゅうたんを防災品にすることで、急激に火災が拡大することを防ぐことができます。

### ○地域での見守りについて

函館市では、高齢化率が30%を超え、今後も高齢化率は増加していく予想がされています。高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯、高齢者と障がい者の世帯など、火災等が起きたとき、自力で避難することが困難な世帯も増加しています。

「いつまでも自宅で暮らしたい。」と思う人は多いと思いますが、高齢になっても、障がいがあっても住み慣れた地域で安心して暮らすためには、本人や家族だけではなく、地域全体の見守りがとても重要になってきます。

日頃から地域全体で火災予防についての意識を高める取組みを行うとともに、異変に気づいたらすぐに相談できることが地域全体の安全を高めますので、ご協力をお願いいたします。

### <あなたの町の相談窓口>

#### ○ 函館市地域包括支援センター ○ ○

住 所 函館市

電話番号 —

高齢者の健康・生活全般の相談ほか、地域へ出向いての出前講座等を実施しています。

お気軽にご相談ください。

#### ○ 函館市保健福祉部高齢福祉課 高齢者・介護総合相談窓口

住 所 函館市東雲町4番13号（函館市役所2階）

電話番号 21-3016